| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 限度額設定型貿易保険運用規程平成15年４月１日　03-制度-00019沿革　平成16年１月５日　一部改正平成16年11月１日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成19年２月16日　一部改正平成20年３月21日　一部改正（輸出等の定義）第１条　限度額設定型貿易保険約款（以下「約款」という。）、保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。一 「輸出契約」とは、本邦内で生産され、加工され、又は集荷される貨物を輸出する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、仕向国、船積時期並びに取引の条件についての定めがあるもの（貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）第26条第１項及び第２項の規定により輸出契約とみなされるものを含む。）をいう。二　「仲介貿易契約」とは、本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外国の地域に販売する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、船積国、仕向国、船積時期並びに販売の条件についての定めがあるもの（法第26条第１項及び第２項の規定により仲介貿易契約とみなされるものを含む。）をいう。三　「輸出契約等」とは、輸出契約及び仲介貿易契約をいう。四　「輸出契約書等」とは、輸出契約等を証する書類であって、輸出契約書若しくは仲介貿易契約書又は、それに準ずる書類のほか、以下に掲げる文書の組合せにより契約当事者双方の契約合意を証明するものも含まれる。イ　インボイスロ　プロフォーマ・インボイスハ　セールス・コンファメーションニ　パーチャス・オーダーホ その他契約当事者の双方又は一方の意思を証明する文書五　「輸出者」とは、輸出契約の当事者であって、貨物を輸出するものをいい、「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事者であって、貨物を販売するものをいう。六　「輸出」とは、輸出貨物を船積（ただし、船積前に輸出貨物を輸出契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいい、「販売」とは仲介貿易貨物を船積（ただし、船積前に仲介貿易貨物を仲介貿易契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいう。七　「輸出契約等の相手方」とは、輸出契約等に基づく貨物の代金を支払うべき者をいう。八 　輸出契約等の「仕向国」とは次のものをいう。イ　貨物の最終到着地の属する国ロ　本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う輸出契約等の場合は、輸出契約等に定める最終仕向地の属する国。ただし、輸出契約等に最終仕向地を定めていない場合にあっては、輸出契約等の相手方が所在する国九　輸出契約等の「支払国」とは、貨物代金の支払人が所在する国をいう。十　「保険金支払限度額」とは、被保険者が輸出契約等の相手方ごとにあらかじめ設定する保険金支払いの限度の額をいう。十一　「非常危険」とは、約款第３条第１号に掲げるてん補危険にあっては約款第４条第１号から第10号までに掲げる事由によるものをいい、約款第３条第２号又は第３号に掲げるてん補危険にあっては約款第４条第１号から第９号までに掲げる事由によるものをいう。十二　「信用危険」とは、約款第３条第１号に掲げるてん補危険にあっては約款第４条第11号から第13号までに掲げる事由によるものをいい、約款第３条第２号又は第３号に掲げるてん補危険にあっては約款第４条第12号又は第14号に掲げる事由によるものをいう。（保険契約の相談）第２条　約款に基づく保険の申込みを行おうとする者又は約款第２条に規定する保険関係成立期間中に保険金支払限度額の増額若しくは仕向国の追加の申込みを行おうとする者は、日本貿易保険に事前相談を行わなければならない。ただし、保険契約の締結の日から１年を経過した後も引き続き保険契約の締結をしようとする者が、日本貿易保険があらかじめ提示する内容で保険の申込みを行おうとするときはこの限りではない。（保険契約の締結等）第３条　日本貿易保険は、保険契約の締結、保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を、申込みのあった月の翌月（保険契約の締結の日の属する月の１日から３月を経過する以前に保険金支払限度額の増額に係る申し込みがあった場合には、３月を経過した月）の１日に行う。ただし、１日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に行う。２　保険金支払限度額は、約款第２条に規定する保険関係成立期間中であって、保険契約の締結の日の属する月の１日から３月を経過した以降１回に限り増額することができる。３　仕向国は、約款第２条に規定する保険関係成立期間中に限り追加することができる。４　約款第２条に規定する引受保険金額上限額は、保険金支払限度額の合計額（第２項の規定により保険金支払限度額の増額が行われた場合には、増額後の合計額）の20倍とする。ただし、通知される輸出契約等に係る保険金額の累計額が、保険金支払限度額の20倍を超える可能性があると日本貿易保険が認めた場合は、20倍を超えて設定することができる。５　日本貿易保険は、同一被保険者について、約款による２以上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。６　約款第８条第５項に規定する被保険者は、保険利用者名（シッパーコード）ごととする。７　日本貿易保険は、下記に掲げる場合については、保険契約の締結を制限することができる。一　保険関係成立期間に通知される輸出契約等が次のいずれかに該当すると認められる場合イ　限度額設定型貿易保険の取扱いについて（平成１５年３月１４日０３-制度-00020）に定める基準に適合しないロ　取引上の危険が大である二　前号に掲げる場合ほか、保険契約の締結が限度額設定型貿易保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合（保険料）第４条　保険契約を締結又は保険金支払限度額を増額した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成１６年７月２日　04-制度-00034）に基づき算出された額とする。２　保険契約者は、前項の保険料を、保険契約時又は保険金支払限度額の増額時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額がそれぞれ3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ3,000円とする。３　約款第22条第６項から第８項までに規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日又は保険関係成立期間終了日のいずれか遅い日以降とする。（保険関係の成立）第５条　約款第２条第１項及び約款第21条第１項に規定する通知の期限が日曜日、土曜日、休日又は１２月３１日に該当するときは、直後の日本貿易保険の営業日までに通知する。（通知の遅滞の取扱い）第６条　日本貿易保険は、前条に規定する、通知の期限を経過した後原則１月以内に輸出契約等の締結又は変更の通知を受けた場合には、通知遅滞理由書の提出を求め、当該通知の遅滞について正当な理由があると認めたときは、輸出契約を締結した日にさかのぼって保険関係を成立させ、又は、保険関係が効力を有するものとすることができる。第７条～第10号　（省略）（電子メール等の取扱い）第11条　保険関係の成立に際し、輸出契約等の相手方からの電子メール、電報、ファクシミリ又はこれに準ずるもの（以下「電子メール等」という。）により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。２　輸出者又は仲介貿易者（以下「輸出者等」という。）は、前項の規定により、保険関係が成立した場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。３　保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。（輸出契約等の締結日）第12条　輸出契約等の締結日は、以下の各号の日とする。一　輸出契約書等を作成し、契約当事者双方がサインをする場合においては、契約当事者双方がサインを行った日又は輸出者等若しくは輸出契約等の相手方がサインを行った日のどちらか遅い日二　輸出契約等に発効条件が付されている場合は、契約発効日三　パーチャス・オーダーにカウンターサインをすることで契約を成立させる場合においては、カウンターサインをした日。ただし、カウンターサインの日付が確認できない場合はパーチャス・オーダーの日付とする。四　パーチャス・オーダーに対してアクセプタンス・レターで契約を成立させる場合においては、アクセプタンス・レターの日付五　プロフォーマ・インボイス 又は 見積書に対し信用状（以下「Ｌ／Ｃ」という。）が開設された場合（Ｌ／Ｃ上でプロフォーマ・インボイス 又は 見積書の番号等の照合できるとき）においては、Ｌ／Ｃの受領日六　Ｌ／Ｃが契約に先行して開設され、Ｌ／Ｃの受領に対し輸出者等側の片サインの輸出契約書等で契約を成立させる場合（Ｌ／Ｃでプロフォーマ・インボイス 又は見積書の番号等がリファーされていないとき）においては、輸出契約書等の作成日。ただし、Ｌ／Ｃ開設日と輸出契約書等の作成までの期間が２月以内であること。七　輸出者等側の片サインの輸出契約書等に対しＬ／Ｃが開設された場合（Ｌ／Ｃが当該契約に基づくものであることを確認できること。）においては、Ｌ／Ｃ受領日八　輸出者等側の片サインの契約書と輸出契約等の相手方の応諾電子メール等で輸出契約等を成立させる場合においては、電子メール等の発信日。ただし、電子メール等上で輸出契約等の相手方がカウンターサインした日付等応諾した日が確認できる場合は当該応諾日九　基本契約書（包括契約書）に基づいて輸出契約等の相手方からのオーダーの電子メール等の場合においては、コンファームの電子メール等の発信日。なお、そのような書類がない場合は、オーダーの電子メール等の発信日十　その他契約当事者双方の合意の成立が確認できる日　　（以下、省略） 附　則　この規程は、平成15年４月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成16年１月５日から実施する。 附　則　この改正は、平成16年11月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成17年４月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成17年10月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成18年４月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成19年４月１日から実施する。 附　則この改正は、平成20年４月１日から実施する。 | 限度額設定型貿易保険運用規程平成15年４月１日　03-制度-00019沿革　平成16年１月５日　一部改正平成16年11月１日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成19年２月16日　一部改正（輸出等の定義）第１条　限度額設定型貿易保険約款（以下「約款」という。）、保険証券及びこの規程における用語の定義は、次の各号による。一 「輸出契約」とは、本邦内で生産され、加工され、又は集荷される貨物を輸出する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、仕向国、船積時期並びに取引の条件についての定めがあるもの（貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）第26条第１項及び第２項の規定により輸出契約とみなされるものを含む。）をいう。二　「仲介貿易契約」とは、本邦法人又は本邦人が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外国の地域に販売する契約であって、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、船積国、仕向国、船積時期並びに販売の条件についての定めがあるもの（法第26条第１項及び第２項の規定により仲介貿易契約とみなされるものを含む。）をいう。三　「輸出契約等」とは、輸出契約及び仲介貿易契約をいう。四　「輸出契約書等」とは、輸出契約等を証する書類であって、輸出契約書若しくは仲介貿易契約書又は、それに準ずる書類のほか、以下に掲げる文書の組合せにより契約当事者双方の契約合意を証明するものも含まれる。イ　インボイスロ　プロフォーマ　インボイスハ　セールス　コンファメーションニ　パーチャス　オーダーホ その他契約当事者の双方又は一方の意思を証明する文書五　「輸出者」とは、輸出契約の当事者であって、貨物を輸出するものをいい、「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事者であって、貨物を販売するものをいう。六　「輸出」とは、輸出貨物を船積（ただし、船積前に輸出貨物を輸出契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいい、「販売」とは仲介貿易貨物を船積（ただし、船積前に仲介貿易貨物を仲介貿易契約の相手方に引き渡すべきときは、その引渡をすることをいう。）することをいう。七　「輸出契約等の相手方」とは、輸出契約等に基づく貨物の代金を支払うべき者をいう。八 　輸出契約等の「仕向国」とは次のものをいう。イ　貨物の最終到着地の属する国ロ　本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う輸出契約等の場合は、輸出契約等に定める最終仕向地の属する国。ただし、輸出契約等に最終仕向地を定めていない場合にあっては、輸出契約等の相手方が所在する国九　輸出契約等の「支払国」とは、貨物代金の支払人が所在する国をいう。十　「保険金支払限度額」とは、被保険者が輸出契約等の相手方ごとにあらかじめ設定する保険金支払いの限度の額をいう。十一　「非常危険」とは、約款第３条第１号に掲げるてん補危険にあっては約款第４条第１号から第10号までに掲げる事由によるものをいい、約款第３条第２号又は第３号に掲げるてん補危険にあっては約款第４条第１号から第９号までに掲げる事由によるものをいう。十二　「信用危険」とは、約款第３条第１号に掲げるてん補危険にあっては約款第４条第11号から第13号までに掲げる事由によるものをいい、約款第３条第２号又は第３号に掲げるてん補危険にあっては約款第４条第12号又は第14号に掲げる事由によるものをいう。（保険契約の相談）第２条　約款に基づく保険の申込みを行おうとする者は、日本貿易保険に事前相談を行わなければならない。ただし、保険契約の締結の日から１年を経過した後も引き続き保険契約の締結をしようとする者が、日本貿易保険があらかじめ提示する内容で保険の申込みを行おうとするときはこの限りではない。（保険契約の締結）第３条　日本貿易保険は、保険契約を、申込みのあった月の翌月の１日に締結する。ただし、１日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に締結する。２　約款第２条に規定する引受保険金額上限額は、保険金支払限度額の合計額の20倍とする。ただし、通知される輸出契約等に係る保険金額の累計額が、保険金支払限度額の20倍を超える可能性があると日本貿易保険が認めた場合は、20倍を超えて設定することができる。３　日本貿易保険は、同一被保険者について、約款による２以上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。４　約款第８条第５項に規定する被保険者は、保険利用者名（シッパーコード）ごととする。（保険料）第４条　保険契約を締結した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規定」（平成１６年７月２日　04-制度-00034）に基づき算出された額とする。２　保険契約者は、前項の保険料を、保険契約時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額が3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料は3,000円とする。３　約款第22条第６項から第８項までに規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日又は保険関係成立期間終了日のいずれか遅い日以降とする。（保険関係の成立）第５条　約款第２条第１項及び約款第21条第１項に規定する通知の期限が日曜日、土曜日又は休日に該当するときは、直後の日本貿易保険の営業日までに通知する。（通知の遅滞の取扱い）第６条　日本貿易保険は、前条に規定する、通知の期限を経過した後原則１月以内に輸出契約等の締結又は変更の通知を受けた場合には、通知遅滞理由書の提出を求め、当該通知の遅滞について正当な理由があると認めたときは、輸出契約を締結した日にさかのぼって保険関係を成立させ、又は、保険関係が効力を有するものとすることができる。第７条～第10号　（省略）（電子メール等の取扱い）第11条　保険関係の成立に際し、輸出契約等の相手方からの電子メール、電報、ファクシミリ又はこれに準ずるもの（以下「電子メール等」という。）により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。２　輸出者又は仲介貿易者（以下「輸出者等」という。）は、前項の規定により、保険関係が成立した場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。３　保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。（輸出契約等の締結日）第12条　輸出契約等の締結日は、以下の各号の日とする。一　輸出契約書等を作成し、契約当事者双方がサインをする場合においては、契約当事者双方がサインを行った日又は輸出者等若しくは輸出契約等の相手方がサインを行った日のどちらか遅い日二　輸出契約等に発効条件が付されている場合は、契約発効日三　パーチャス　オーダーにカウンターサインをすることで契約を成立させる場合においては、カウンターサインをした日。ただし、カウンターサインの日付が確認できない場合はパーチャス　オーダーの日付とする。四　パーチャス　オーダーに対してアクセプタンス・レターで契約を成立させる場合においては、アクセプタンス・レターの日付五　プロフォーマ・インボイス 又は 見積書に対し信用状（以下「Ｌ／Ｃ」という。）が開設された場合（Ｌ／Ｃ上でプロフォーマ・インボイス 又は 見積書の番号等の照合できるとき）においては、Ｌ／Ｃの受領日六　Ｌ／Ｃが契約に先行して開設され、Ｌ／Ｃの受領に対し輸出者等側の片サインの輸出契約書等で契約を成立させる場合（Ｌ／Ｃでプロフォーマ・インボイス 又は見積書の番号等がリファーされていないとき）においては、輸出契約書等の作成日。ただし、Ｌ／Ｃ開設日と輸出契約書等の作成までの期間が２月以内であること。七　輸出者等側の片サインの輸出契約書等に対しＬ／Ｃが開設された場合（Ｌ／Ｃが当該契約に基づくものであることを確認できること。）においては、Ｌ／Ｃ受領日八　輸出者等側の片サインの契約書と輸出契約等の相手方の応諾電子メール等で輸出契約等を成立させる場合においては、電子メール等の発信日。ただし、電子メール等上で輸出契約等の相手方がカウンターサインした日付等応諾した日が確認できる場合は当該応諾日九　基本契約書（包括契約書）に基づいて輸出契約等の相手方からのオーダー・電子メール等の場合においては、コンファームの電子メール等の発信日。なお、そのような書類がない場合は、オーダー・電子メール等の発信日十　その他契約当事者双方の合意の成立が確認できる日　　（以下、省略） 附　則　この規程は、平成15年４月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成16年１月５日から実施する。 附　則　この改正は、平成16年11月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成17年４月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成17年10月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成18年４月１日から実施する。 附　則　この改正は、平成19年４月１日から実施する。 |  |